

老高発 0828 第 1 号
老認発 0828 第 1 号
老老発 0828 第 1 号
年管管発 0828 第 1 号
令和 8 年 8 月 28 日

各 都道府県・市町村

介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）

老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

老 健 局 老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

年 金 局 事 業 管 理 課 長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務^{※1}を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和 8 年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとさせていただきます（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和 8 年 9 月 1 日以降順次、給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- ・ 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規

請求者」という。) に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約 3 カ月前に、A 4 サイズの給付金請求書(以下「給付金請求書(A 4 型)」という。)が、年金請求書と同封して送付されます。

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書(A 4 型)が送付されます。
- ・ その他の方(例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合(私学事業団を含む。以下同じ。)へ基礎年金を請求する方^{※3}等)に対しては、受給する年金に応じた給付金の案内等が送付されます。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10 月から翌年 9 月までです。

※2 給付金請求書(はがき型)に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続きを行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、給付金請求書(はがき型)対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等(以下「給付金請求書(はがき型)対象者等」という。)は、それぞれ給付金請求書(はがき型)又は給付金請求書(A 4 型)(以下「給付金請求書(はがき型)等」という。)を機構に提出する必要がありますが、その際、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる事が想定されます。

つきましては、給付金請求書(はがき型)対象者等が給付金の請求手続きを円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内介護施設等への周知方よろしく願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

1 給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が居住する関係施設へ給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添2）が届いた場合や、介護職員等が給付金請求書（はがき型）対象者等の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには同封されている給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くよう御提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと（別添3のリーフレットの電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までに御提出いただけなかった場合もお手続は可能ですが、令和9年1月4日までに届くよう御提出いただけなかった場合、給付金は令和9年2月分以降からのお支払いとなり、令和8年10月分から令和9年1月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点に御留意いただき、早期にお手続されるようお伝えください。

2 御自身による確認等が困難な場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が、認知症等により、御自身にて給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただくとともに、給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添 1 : 給付金請求書 (はがき型)

別添 2 : 給付金請求書 (はがき型) 封筒

別添 3 : 給付金請求書 (はがき型) 同封リーフレット

年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式のターンアラウンド請求書）（R8年度）

基礎年金番号 令和8年12月にお支払いするため 令和8年9月30日 までに届くよう投函してください 上記の期限を過ぎた場合、お支払いが 令和9年1月以降となる場合があります。 見込額（月額） 円 給付金種別 年金生活者 支援給付金 詳細は、裏面をご確認ください。	年金生活者支援給付金請求書 年金生活者支援給付金を請求します。 提出日 令和 年 月 日 電話番号 氏名 基礎年金番号 生年月日 種別 コード	
	※ 上記の太枠内を必ずご記入ください。 ☐ 請求書の記入方法などについては、同封のリーフレットをご覧ください。 ☐ 氏名・電話番号・提出日欄を記入後、同封の目隠しシールをこの面にお貼りください。	
	2609 1018 011	

郵便はがき 119-0182 杉並南郵便局留 【東京都杉並区高井戸西3-5-24】 日本年金機構 行 カスタマバーコード 〒 住所 氏名 差出人	年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。 このはがきは年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。 令和8年9月30日までに届くよう、必ずご提出ください。 ●年金生活者支援給付金の見込額（月額）は裏面のとおりです。 ※実際に支給される金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。 ※見込額欄が「*」で表示の方には、審査後に「年金生活者支援給付金 支給決定通知書」などでお知らせいたします。 ●年金生活者支援給付金の請求手続きは電子申請がご利用いただけます。 ※電子申請は切手代不要で、いつでもどこでも簡単にお手続きが可能です。 ※申請方法などについては、同封のリーフレットをご確認ください。
--	---

年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式）送付用封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

あなたは「年金生活者支援給付金」
を受け取ることができます。お手続
きは簡単ですので、必ず開封して、
提出期限までに請求してください。

給付金手続関係書類 在中



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

△開封前に、もう一度あて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに
郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

＼お手続きは簡単な2ステップです！／

- ①同封のはがきに「氏名」、「電話番号」、「提出日」を記入
- ②差出人欄を記入し、目隠しシールと切手を貼ってポストへ投函



※ このマークは、音声コードです。
このお知らせの内容を音声で聞くことができます。

お手続きは簡単です！

「年金生活者支援給付金請求書」 の提出をお願いします！

(令和8年度版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

この案内は年金生活者支援給付金を受け取ることができる方にお送りしています！
同封のはがきに記載の提出期限までに届くよう投函してください。

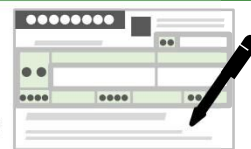


令和9年1月4日までに届いた場合、さかのぼって令和8年10月分から受け取ることができます。はがきに記載の提出期限を過ぎても、お手続きは可能ですが、令和9年1月4日までに届かなかった場合、請求した月の翌月分からとなりますので、お早めに投函してください。

手続きの流れ

① 請求書の記入

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、「氏名・電話番号・提出日」を記入してください。



② 請求書を郵便ポストに投函

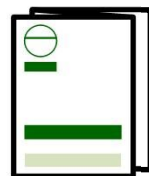
目隠しシールと切手を貼り、差出人欄を記入したうえで、はがきに記載された提出期限までに届くよう投函してください。



③ 通知書で振込額などを確認

年金生活者支援給付金（以下「給付金」といいます。）の支給要件を満たしている方には、支給決定通知書および振込通知書が届きます。

※ 振込通知書は初回振込月の上旬に届きます。



④ 給付金の受け取り

年金と同じ口座に給付金が振り込まれます。

※ 原則、偶数月の15日にその前月までの2カ月分の給付金が、年金とは別に振り込まれます。詳細は振込通知書をご覧ください。



はがき（年金生活者支援給付金請求書）の記入方法

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日 令和 8 年 XX 月 XX 日

氏名 (ア) 姓 山田 太郎 (イ) 電話番号 03-9999-XXXX

基礎年金番号 生年月日 郵便番号

※ 上記の太枠内を必ずご記入ください。

○ 請求書の記入方法などについては、同封のリーフレットをご覧ください。

○ 氏名・電話番号・提出日欄を記入後、同封の目隠しシールをこの面にお貼りください。

- ① 請求書を切り取り線に沿って、切り離してください。
 - ② 下記ア～ウをすべてご記入ください。
 - ア はがきのあて名に記載された氏名をご記入ください。
 - イ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。
 - ウ 提出する日付をご記入ください。
 - ③ 同封の目隠しシールを請求書面にお貼りください。
 - ④ 切手を貼り、差出人欄を記入したうえで、郵便ポストに投函してください。
- ※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシールなどを貼ったりしないでください。

給付金種別が「老齢」の方

支給要件

以下の①～③をすべて満たしている方が受け取れます。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※¹を受けている
- ② 請求者本人を含む世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 令和7年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※²

昭和31年4月2日以後生まれの方

826,500円以下	826,500円を超え 926,500円以下
老齢年金生活者 支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金

昭和31年4月1日以前生まれの方

824,100円以下	824,100円を超え 924,100円以下
老齢年金生活者 支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金

※¹ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※² 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

給付額

○ 老齢年金生活者支援給付金（以下の①、②の合計額となります。）

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝ 5,620円 × 保険料納付済期間 ÷ 480月
 - ② 保険料免除期間に基づく額（月額）＝ 11,768円※ × 保険料免除期間 ÷ 480月
- ※ 老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方

保険料全額免除・3/4免除・1/2免除期間 ⇒ 11,768円
保険料1/4免除期間 ⇒ 5,884円

昭和31年4月1日以前生まれの方

保険料全額免除・3/4免除・1/2免除期間 ⇒ 11,734円
保険料1/4免除期間 ⇒ 5,867円

○ 補足的な老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,620円 × 保険料納付済期間 ÷ 480月 × 調整支給率※

- ※ ・ 昭和31年4月2日以後生まれの方
(926,500円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円
- ・ 昭和31年4月1日以前生まれの方
(924,100円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

給付金種別が「障害」の方

支給要件

以下の①、②をすべて満たしている方が受け取れます。

① 障害基礎年金※1を受けている

② 令和7年の所得※2が「4,918,000円+扶養親族の数×38万円※3」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 障害年金などの非課税収入は含まれません。

※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、

特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円です。

給付額

・ 障害等級が1級の方 : **7,025円（月額）** ・ 障害等級が2級の方 : **5,620円（月額）**

給付金種別が「遺族」の方

支給要件

以下の①、②をすべて満たしている方が受け取れます。

① 遺族基礎年金を受けている

② 令和7年の所得※1が「4,918,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である

※1 遺族年金などの非課税収入は含まれません。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、

特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円です。

給付額

5,620円（月額）

2人以上の子が遺族基礎年金を受け取っている場合、子の人数で割った金額がそれぞれに振り込まれます。

留意事項

○ 添付書類について

市町村から提供を受ける所得情報等により、給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

○ 給付金の支給要件を満たさなくなった場合

支給要件を満たさなくなった場合、給付金は受け取れません。

その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ 給付額の改定

給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。

給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」をお送りします。

○ 届出が必要な場合

以下の①～③のいずれかに該当した場合、給付金は受け取れません。

① 日本国内に住所がないとき

② 年金が全額支給停止のとき

③ 刑事施設等に拘禁されているとき

上記①または③に該当した場合、届出が必要です。4ページの『給付金専用ダイヤル』にご相談ください。

電子申請でのお手続き

給付金の請求手続きは、電子申請がご利用いただけます。
スマートフォンとマイナンバーカードで簡単にお手続きできますので、
ぜひご利用ください。詳しくは、同封のリーフレットをご確認ください。



相談チャットなどでのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする
「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

(ねんきんチャットボット)

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続きなどについて、
「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

(年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続き等について)

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) [03-5539-2216](tel:03-5539-2216)

受付時間	月曜日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、お手元にはがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

<おかけ間違いにご注意ください>

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書などが届いた直後から5日間程度